

熊本県公報

号外 第 18 号
平成 17 年 3 月 31 日 (木)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 訓 令
○熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令……………(職 員 課) 1

訓 令

熊本県訓令第 3 号

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関
熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 17 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県職員被服類貸与規程の一部を改正する訓令
熊本県職員被服類貸与規程（昭和 38 年熊本県訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。
別表中航空防災消防業務に従事する者の項を次のように改める。

航空防災消防業務に従事する者	航空救助服	3	3	
	作業服	1	3	
	耐寒服	1	3	
	ベルト	2	3	
	半袖シャツ	6	3	
	長袖シャツ	4	3	
	編上げ靴	3	3	
	半編上げ靴	1	3	
	航空帽子	夏帽	1	3
		冬帽	2	3
	雨具	1	3	
	ゴム長靴	1	3	

附 則
この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

